

## 第52号議案

### 中野区事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和6年6月13日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

開発行為の許可申請手数料等の額を改め、宅地造成等に関する工事許可申請手数料等を定めるとともに、建築基準法等の改正に伴い規定を整備する必要がある。

## 中野区事務手数料条例の一部を改正する条例

中野区事務手数料条例（昭和33年中野区条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2の76の項中「34,000円」を「39,000円」に、「65,000円」を「76,000円」に、「133,000円」を「149,000円」に、「200,000円」を「225,000円」に、「261,000円」を「305,000円」に、「337,000円」を「370,000円」に、「460,000円」を「497,000円」に、「20,000円」を「21,000円」に、「0.3ヘクタール未満のとき 46,000円」を「0.3ヘクタール未満のとき 51,000円」に、「100,000円」を「113,000円」に、「185,000円」を「204,000円」に、「307,000円」を「340,000円」に、「415,000円」を「457,000円」に、「521,000円」を「567,000円」に、「737,000円」を「795,000円」に、「131,000円」を「141,000円」に、「199,000円」を「215,000円」に、「292,000円」を「320,000円」に、「348,000円」を「379,000円」に、「525,000円」を「573,000円」に、「599,000円」を「654,000円」に、「746,000円」を「808,000円」に、「1,004,000円」を「1,081,000円」に改め、同表77の項中「1,004,000円」を「1,081,000円」に改め、同表80の項中「1件」を「1通」に改め、同項の次に次のように加える。

80の 2	都市計画法施行 規則（昭和44年	証明書の交付手数料 1通につき900円	交付申請 のとき
----------	---------------------	------------------------	-------------

	建設省令第49号) 第60条の規定に 基づく証明書の交 付		
80の 3	宅地造成及び特 定盛土等規制法（昭 和36年法律第1 91号）第12条 第1項の規定に基 づく宅地造成等 に関する工事の許 可の申請に対する 審査	宅地造成、特定盛土等 又は土石の堆積工事許可 申請手数料  ア 宅地造成又は特定盛 土等を行う場合 切土 又は盛土をする土地の 面積に応じ次に掲げる 額  (ア) 500平方メート ル以内のもの 2 0,000円  (イ) 500平方メート ルを超え、1,00 0平方メートル以内 のもの 34,00 0円  (ウ) 1,000平方メ ートルを超え、2, 000平方メートル 以内のもの 54, 000円  (エ) 2,000平方メ ートルを超え、5,	許可申請 のとき

000平方メートル  
以内のもの 89,  
000円

(オ) 5,000平方メ  
ートルを超え、1  
0,000平方メー  
トル以内のもの 1  
23,000円

(カ) 10,000平方  
メートルを超え、2  
0,000平方メー  
トル以内のもの 2  
01,000円

(キ) 20,000平方  
メートルを超え、4  
0,000平方メー  
トル以内のもの 2  
20,000円

(ク) 40,000平方  
メートルを超え、7  
0,000平方メー  
トル以内のもの 2  
75,000円

(ケ) 70,000平方  
メートルを超え、1  
00,000平方メ  
ートル以内のもの

364,000円

(コ) 100,000平方メートルを超えるもの 533,000円

イ 土石の堆積を行う場合 土石の堆積をする土地の面積に応じ次に掲げる額

(ア) 500平方メートル以内のもの 18,000円

(イ) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 28,000円

(ウ) 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 35,000円

(エ) 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 54,000円

(オ) 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの  
66,000円

(カ) 10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの  
121,000円

(キ) 20,000平方メートルを超え、40,000平方メートル以内のもの  
134,000円

(ク) 40,000平方メートルを超え、70,000平方メートル以内のもの  
163,000円

(ケ) 70,000平方メートルを超え、100,000平方メートル以内のもの  
207,000円

(コ) 100,000平方メートルを超える

		もの 292,000円	
80の4	宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項の規定に基づく宅地造成等に関する工事に関する計画の変更許可の申請に対する審査	<p>宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積工事変更許可申請手数料</p> <p>ア 宅地造成又は特定盛土等を行う場合 変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が533,000円を超えるときは、その手数料の額は、533,000円とする。</p> <p>(ア) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計の変更（(イ)のみに該当する場合を除く。）については、切土又は盛土をする土地の面積（(イ)に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の切土又は盛土をする土地の面積、切土又は盛土</p>	許可申請のとき

をする土地の縮小を伴う場合にあつては縮小後の切土又は盛土をする土地の面積)に依じ前項に規定する額に10分の1を乗じて得た額

(イ) 新たな土地の切土又は盛土をする土地への編入に係る宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計の変更については、新たに編入された切土又は盛土をする土地の面積に依じ前項に規定する額

(ウ) その他の変更については、15,000円

イ 土石の堆積を行う場合 変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が292,000円を超えるとき

は、その手数料の額は、292,000円とする。

(7) 土石の堆積に関する工事の設計の変更（(1)のみに該当する場合を除く。）については、土石の堆積をする土地の面積（(1)に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の土石の堆積をする土地の面積、土石の堆積をする土地の縮小を伴う場合にあつては縮小後の土石の堆積をする土地の面積）に応じ前項に規定する額に10分の1を乗じて得た額

(1) 新たな土石の堆積をする土地への編入に係る土石の堆積に関する工事の設計の変更については、新たに編入された土石

		<p>の堆積をする土地の面積に応じ前項に規定する額</p> <p>(ウ) その他の変更については、15,000円</p>	
80の5	<p>宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）第88条の規定に基づく証明書の交付</p>	<p>証明書の交付手数料</p> <p>1通につき900円</p>	<p>交付申請のとき</p>
80の6	<p>宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例（令和6年東京都条例第36号）第5条第3項に基づく盛土規制法調書の写しの交付</p>	<p>盛土規制法調書の写しの交付手数料</p> <p>1通につき700円</p>	<p>交付申請のとき</p>

別表第2の84の2の項及び91の2の項中「建築主事」の次に「又は建築副主事」を加え、同表中128の9の項を128の11の項とし、128の5の項から128の8の項までを2項ずつ繰り下げ、128の4の項の次に次のように加える。

128の5	<p>建築基準法施行令第137条の1</p>	<p>既存建築物の敷地と道路との関係の制限の緩和</p>	<p>認定申請のとき</p>
-------	------------------------	------------------------------	----------------

	2 第 6 項の規定に基づく既存の建築物に対する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	に係る認定申請手数料 28,000円	
128 の6	建築基準法施行令第137条の1 2 第 7 項の規定に基づく既存の建築物に対する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	既存建築物の道路内の建築制限の緩和に係る認定申請手数料 28,000円	認定申請のとき

別表第4の1の項から5の項までの規定中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表6の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改め、同表備考3及び備考4中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表備考6中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令」に改め、同表備考8から備考10までの規定中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の76の項及び77の項の改正規定並びに同表80の項の改正規定及び同項の次

に次のように加える改正規定は、令和6年7月31日から施行する。